

逗子市市税条例の一部改正の概要

1. 趣旨

令和2年4月1日施行された地方税法等の一部を改正する法律に対応するため、逗子市市税条例の一部を改正します。

2. 主な改正内容

現に所有している者の申告の制度化

①市内の土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、当該土地又は家屋を現に所有している者に、住所、氏名その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を記載した申告書の提出を規定します。

②申告書の提出については、固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設けます。

【税制改正の背景と趣旨】

○近年、所有者不明土地等が全国的に増加しており、公共事業の推進や生活環境面において様々な課題が生じています。所有者情報の円滑な把握、所有者不明土地等の発生の予防、円滑な利活用の促進や適正管理の観点から、国全体として取組みを推進していますが、固定資産税の課税においても、所有者情報の円滑な把握等が課題となっています。

○地方税法では土地又は家屋に係る固定資産税の納税義務者は、原則として登記簿等に所有者として登記または登録されている者ですが、当該所有者が賦課期日前に死亡している場合は、賦課期日に当該土地又は家屋を「現に所有している者」（通常は相続人）が納税義務者となります。（法第343条第2項）

○納税義務者が死亡し、相続登記等がなされない場合、新たな納税義務者となる「現に所有している者」を課税庁が自ら調査し、特定する必要があり、当該調査に多大な時間と労力を要し、迅速・適正な課税に支障が生じています。

○また、土地や家屋を使用収益している者がいるにもかかわらず、所有者が正常の登記されていない等の理由により、課税庁が調査を尽くしてもなお当該資産の所有者が一人も明らかにならない場合において、固定資産税を課することができず、課税の公平性の観点からも問題があります。

○これらの課題に対応するため、迅速・適正な課税に資する観点から、相続人等に対し、「現に所有している者」として、その氏名や住所等を申告させることができる制度が創設されました。